附則

この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

(12) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	I	01 総合内科専門医　02 呼吸器専門医　03 循環器専門医 04 消化器病専門医　05 腎臓専門医　06 肝臓専門医 07 神経内科専門医　08 糖尿病専門医　09 内分泌代謝科専門医 10 血液専門医　11 皮膚科専門医　12 アレルギー専門医 13 リウマチ専門医　14 感染症専門医　15 小児科専門医 16 心療内科専門医
	II	17 外科専門医　18 呼吸器外科専門医　19 心臓血管外科専門医 20 乳腺専門医　21 気管食道科専門医　22 消化器外科専門医 23 泌尿器科専門医　24 脳神経外科専門医　25 整形外科専門医 26 形成外科専門医　27 眼科専門医　28 耳鼻咽喉科専門医 29 小児外科専門医　30 産婦人科専門医
	III	31 リハビリテーション科専門医　32 放射線科専門医　33 麻酔科専門医 34 病理専門医　35 救急科専門医
	IV	36 超音波専門医　37 細胞診専門医　38 透析専門医 39 老年病専門医　40 消化器内視鏡専門医　41 臨床遺伝専門医 42 漢方専門医　43 レーザー専門医　44 気管支鏡専門医 45 核医学専門医　46 大腸肛門病専門医　47 婦人科腫瘍専門医 48 ペインクリニック専門医　49 熱傷専門医　50 脳血管内治療専門医 51 がん薬物療法専門医　52 周産期（新生児）専門医　53 生殖医療専門医 54 小児神経専門医　55 一般病院連携精神医学専門医
(13) 本届出票の活用に対する同意確認		各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供されることに同意する場合には、右欄に○を付けること。　同意欄
(14) 備　考		

提出期限
翌年1月15日